交通局に係る手続等についての電子申請システムの利用に関する要綱

平成18年7月24日18川交庶第650号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報技術を活用した行政の推進に関する 条例施行規程(平成18年交通局規程第32号。以下「規程」とい う。)に基づき、交通局に係る手続等のうち電子申請システムを利 用して行う申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成18年川崎市条例第4号。) 及び規程で使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、「電子申請システム」とは、川崎市電子申請システムの利用に関する要綱(平成18年川総シ管第1408号。 以下「市電子申請システム利用要綱」という。)第2条第1号に規定する電子申請システムをいう。

(電子申請システムを利用して行うことができる申請等)

第3条 電子申請システムを利用して行うことができる申請等は別表 第1に掲げるものとする。

(交通局長の指定する電子計算機)

第4条 規程第5条第1項及び同条第5項に規定する交通局長の指定する電子計算機は、電子申請システムを構成する電子計算機とする

(申請等を行った者を確認するための措置)

第5条 規程第5条第2項ただし書及び同条第3項に規定する交通局 長が別に定める方法は、申請等を行う者が電子申請システムにログ イン(電子申請システムに接続して使用を開始することをいう。) をする際に、市電子申請システム利用要綱第4条第1項各号に掲げ るもののいずれかを送信する方法とする。

(添付書面等の取扱い)

第6条 規程第5条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は 、電子申請システムが提供する様式に入力し、電子申請システムを 使用してこれを送信することができる。

(添付書面等の省略)

第7条 規程第5条第6項の規定により交通局長が提出を省略させる ことができる添付書面等は、別表第2に掲げるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子申請システムを利用して 行う申請等に関し必要な事項については、市長事務部局の例による

附 則

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

申請等名	根拠条例等	本人確認事項		
		I D 及 びパス ワード	登号パー番びワ	電子署名 及び電子 証明書
公文書開示請求	川崎市情報公開条例 施行規程(平成13 年川崎市交通局規程 第20号)第3条第 1項	0	0	0
保示請保正請保用本る保去請保供本る情本る情本の人)有請求有の人)有請求有の人)報求に個停の個求に個停の個求に個停の個求に個停の場が、情本る情請求情本る情請求に報人)報求に報人)報求に報人)報求に報人)報求に	川崎市個人情報保護 条例施行規程で通過 60年川崎市 31号 21号 31号 31号			

備考

本人確認事項欄に〇印を掲げる申請等は、当該本人確認事項を使用して申請等を行うことができることを示す。ただし、本人確認事項のうち、登録番号及びパスワード欄については、個人に限る。

別表第2

申請等名	根拠条例等	書類等		
保有個人情報開示請求	川崎市個人情報保	当該請求する者が		
保有個人情報訂正請求	護条例施行規程(昭	本人であることを		
保有個人情報利用の停止	和 6 0 年川崎市交通	確認するに足りる		
請求	局規程第11号)第	もの		
保有個人情報消去請求	8条第1項第1号			
保有個人情報提供の停止				
請求				